

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第2号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金100万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年7月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年5月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、平成22年2月8日ころ、株式会社ゲオ(当時)の役員であったBから、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、香川県高松市今里町二丁目16番地1に本店を置き、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の製作、販売並びにレンタル等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所市場第二部に上場されていた(平成22年6月19日上場廃止)株式会社セカンドストリート(以下「セカンドストリート」という。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成22年2月10日より前の同月9日、C証券株式会社D支店を介し、大阪府中央区北浜一丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、Eの名義で、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計60株を買付価額合計257万9050円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条2項2号、167条3項、1項1号、2項、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条2項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$(59,700 \text{ 円} \times 60 \text{ 株}) - (42,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 42,950 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 43,000 \text{ 円} \times 46 \text{ 株})$
=1,002,950 円

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,000,000円となる。